

令和2年9月9日

鶴岡工業高等専門学校

学生の皆様

保護者の皆様

鶴岡工業高等専門学校

学生主事

## 10月以降のアルバイトについて

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため今年度前期についてすべての学生を対象に原則アルバイト禁止としてきました。県内の感染状況等を鑑み、10月以降は以下のとおり、ほぼ通常どおりの許可制に緩和することとなりました。

### <許可条件>

1. 感染拡大防止に最大限配慮し、許可を受けた学生が行うことができるものとする。
2. 学年での対応は以下のとおりとする。
  - ◆ 本科生：通常の許可条件のもとの許可制とする
    - ※ 詳細は次ページの「アルバイト許可の条件」を参照ください。
  - ◆ 専攻科生：本科生と同様に事前の許可申請のもとの許可制とする

ただし、感染状況等によって以下の対応をとることがあります。

- ◇ 感染状況等によっては、感染リスクが高いと判断された業種については許可しないもしくは許可期間内であっても禁止とすることがあります。
- ◇ 国、県および本校のいずれかの警戒レベルにおいて、感染拡大が懸念される状況になった場合は、許可期間内であっても禁止とする場合があります。

以上

## アルバイト許可の条件

	授 業 期 間	長期休業期間(夏・冬・春)
1～3年生	許可しない	<p>許可条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 就業日数が休業期間の2/3を超えないこと。</li> <li>・ 1日の就業時間が8時間を超えないこと。</li> <li>・ 就業時間が6時から20時までの間であること。</li> <li>・ 許可願を提出した日から過去3ヶ月間に懲戒処分を受けていないこと。</li> <li>・ 車の運転を行うような業務(配送・代行等)でないこと。</li> <li>・ 風俗営業(パチンコ、ゲームセンター、バー、キャバレー、スナック等)でないこと。</li> <li>・ 合宿やスタートアップ期間など、学校・学寮に宿泊する期間でないこと。</li> </ul>
4・5年生	<p>許可条件(平日)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 就業時間が授業終了後から21時までの間であること(寮生の場合は点呼時間前に必ず帰寮すること)。</li> <li>・ 週3日以内の就業であること。</li> <li>・ 許可願を提出した日から過去3ヶ月間に懲戒処分を受けていないこと。</li> <li>・ 前回の定期試験で欠点単位が5単位以下であること。</li> <li>・ 車の運転を行うような業務(配送・代行等)でないこと。</li> <li>・ 風俗営業(パチンコ、ゲームセンター、バー、キャバレー、スナック等)でないこと。</li> </ul> <p>許可条件(土曜/日曜/祝日)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1日の就業時間が8時間を超えないこと。</li> <li>・ 就業時間が6時から21時までの間であること(寮生の場合は点呼時間前に必ず帰寮すること)。</li> <li>・ 許可願を提出した日から過去3ヶ月間に懲戒処分を受けていないこと。</li> <li>・ 無断で残寮をした場合はアルバイト許可を取り消す。</li> <li>・ 前回の定期試験で欠点単位が5単位以下であること。</li> <li>・ 車の運転を行うような業務(配送・代行等)でないこと。</li> <li>・ 風俗営業(パチンコ、ゲームセンター、バー、キャバレー、スナック等)でないこと。</li> </ul>	<p>許可条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 就業日数が休業期間の2/3を超えないこと。</li> <li>・ 1日の就業時間が8時間を超えないこと。</li> <li>・ 就業時間が6時から22時までの間であること。</li> <li>・ 許可願を提出した日から過去3ヶ月間に懲戒処分を受けていないこと。</li> <li>・ 車の運転を行うような業務(配送・代行等)でないこと。</li> <li>・ 風俗営業(パチンコ、ゲームセンター、バー、キャバレー、スナック等)でないこと。</li> <li>・ スタートアップ期間など、学寮に宿泊する場合は点呼時間前に必ず戻ること。</li> </ul> <p>※ アルバイト許可願は、アルバイト開始の1週間前に学生係に提出すること。</p> <p>※ アルバイト先の商品等について、学校内での販促は行わないこと。</p> <p>※ 保護者から要請書が提出され、担任を通じて学生主事(寮生の場合は寮務主事)が許可した場合は、上記の制限をゆるめて許可することがある。なお、学業を遂行する上での明確な目的、そのための必要額と必要な就業期間を明記することとする。</p> <p>※ 国費外国人留学生及び政府派遣留学生については、原則としてアルバイトを許可しない。</p>

### アルバイトの許可申請について

アルバイト許可申請をするときは下記のとおり申請してください

●**アルバイトの期間**  
 長期でアルバイトをする場合は年間を通じての申請はできない。  
 必ず「前期」「夏季休業」「後期」「冬季休業」「春季休業」と分けてアルバイト許可願を提出し、許可書を受け取ること。  
 (期間切れのアルバイト許可書は無許可アルバイトとなる)

●**寮生の場合**  
 寮生は、先に寮務係に提出し、寮務主事・寮監・寮務係長の押印があるものを学生係に提出し許可書を受け取ること。  
 必ず点呼時間前に帰寮すること。  
 無断で残寮しないこと。

●**アルバイト許可の条件に満たないが申請する場合**  
 保護者からの要請書と担任の所見を一緒に提出すること。  
 制限をゆるめて許可することがある。  
 保護者の要請書は、  
 学生主事宛に 1.目的 2.必要額 3.就業期間を明記すること。

### 要請書(例)

○○年○月○日

学生主事 殿

○○○工学科○年  
 学生氏名○○○○  
 保護者氏名○○○○

上記の者、下記の目的のためアルバイトをさせたいので、御許可下さいませようお願い致します。

記

1. 目的  
 (例1) ○○に予定されている短期留学の資金を自分でまかなうため  
 (例2) 家庭の経済状況が厳しく、学費などを自分でまかなわなければならないため

2. 必要額  
 (例) 150,000円

3. 就業期間  
 ○○年○月○日～○○年○月○日  
 ※ 平日は月曜日を除き、18時から21時まで  
 ※ 休日は土曜日のみ9時～18時まで  
 ※ 長期休業中は週5日勤務で9時～18時  
 ※ 試験期間中は行いません。

就業期間については、書ききれない場合は別紙を作成して添付してもよい。

以上